

江別市廃棄物減量等推進審議会の設置趣旨について

1 審議会の設置趣旨

当審議会は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会の形成を図るため、市長の附属機関として設置し、市長の諮問に応じて、廃棄物の資源化・再利用並びに減量化及び適正処理に関する事項を審議し、答申するほか、必要に応じて意見具申を頂くものです。

2 審議会の法的位置づけ

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するための機関として、設置しています。
- (2) 「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例」第6条の規定により、審議会の設置について定めています。
- (3) 「江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則」第2条から5条の規定により、必要な事項を定めています。

3 設置年月日

平成11年4月1日

4 委員

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体等の代表者
- (3) 市長が必要と認める者（公募により選出された市民）

5 委員数

13名

6 委員任期

2年間（平成27年7月1日～平成29年6月30日）